

令和2年度税制改正大綱（速報）

令和元年12月13日、政府与党により税制改正大綱が発表されました。今回の大綱では減税に関するもの、適用要件を厳格化するもの、既存の節税策を防止するものなどがあります。その一部をご紹介します。

| | 大綱案 | 内容 | 増減税 | |
|-------------------------|---|--|---|---|
| 法人税課税 | オープンイノベーション促進税制 | 設立10年未満の一定のベンチャー企業に対し、出資を行った場合、 出資額の25%を経費として認める制度 です。出資額は 大企業の場合1億円以上、中小企業の場合1,000万円以上 など一定の出資に限ります。 | 大企業 ➡ | |
| | 第5世代移動通信システム(5G)投資税制 | 携帯電話事業者が 5Gの基地局を設置 する際の設備投資について 30%の特別償却、15%の税額控除 を認める制度です。一定の計画に従って、企業が敷地内に独自の5G網を設ける際にも適用があります。 | 大企業 ➡ | |
| | 企業版ふるさと納税の拡充 | 既存の企業版ふるさと納税は、支出額の約6割しか税額の軽減がなく、約4割は自己負担となっていたため、活用されていませんでした。これが 約9割の税額軽減 となり、 1割部分の自己負担で納付先の地方自治体を選択するのと同じ効果が得られます 。 | ➡ | |
| | 少額減価償却資産の適用対象法人 | 30万円未満の資産の取得について、取得時に経費となる少額減価償却資産。適用対象法人は中小企業者等で従業員数1,000人以下とされていましたが、 従業員数500人以下に引き下げられました 。 | ➡ | |
| 個人所得税 | 寡婦(夫)控除について 寡婦→女性 寡夫→男性 | 現行 | 改正案 | ➡ |
| | | 寡婦控除には所得制限なし | 寡夫と同じ所得制限 所得500万円まで (給与収入約678万円以下) | |
| | | 子あり寡夫控除は27万円 | 寡婦控除同様 子を扶養していれば35万円 | |
| | 未婚のひとり親適用なし | 子を扶養する 未婚のひとり親適用あり | | |
| NISA(少額投資非課税制度)一部見直し・延長 | 一般NISAについては年120万円までとされていましたが、 上場株式等年102万円と投資信託等年20万円に区分され適用年限が延長 されます。 | ➡ | | |
| 消費税 | 消費税の申告期限の延長制度創設 | 既存の申告延長は法人税と地方税に限られており、消費税は預かり金の性質から延長が認められていませんでしたが、法人税等を延長している場合、 消費税についても1か月間の延長が認められます 。 | ➡ | |
| 資産税 | 所有者不明土地の固定資産税の課税について | 登記簿上の所有者が死亡する等、所有者が不明となっている土地について、市町村が一定の調査を行っても所有者が判明しない場合、その 土地の使用者を所有者とみなして、固定資産税が課税 されます。 | ➡ | |
| 節税防止 | 居住用財産の譲渡特例等と住宅ローン控除の併用禁止 | 新たに住宅を取得し、住宅ローン控除を受ける場合、 旧住宅を3年経過後に売却すると、譲渡所得の特別控除が併用できなくなりますが、できなくなります 。 | ➡ | |
| | 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限 | 居住の用に供する可能性がある建物は購入時の消費税相当額が控除不可 になります。 | ➡ | |
| | 国外中古建物の不動産所得損益通算等の特例 | 中古の国外不動産を取得し、耐用年数を短縮して減価償却費を計上する場合、 不動産所得の計算にあたり、国外分の損益が赤字となる場合、国外不動産の減価償却費を経費として算入できません 。 | ➡ | |

※税制改正大綱は政府与党案ですので、国会での予算審議後、法律として成立し、施行されます。

弊事務所ホームページ：<http://startup.kameda-tax.com>